

社会福祉法人秀楽会役員等の報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人秀楽会（以下「法人」という。）定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員（役員及び評議員を合わせて、以下「役員等」という。）並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「選任解任委員」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等及び選任解任委員には、その勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員（役員のうち、法人事業所を主たる勤務場所とし、週4日以上勤務する者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 前号の規定にかかわらず、施設長については、秀楽会正規職員給与規程に定める夏季手当及び冬季手当並びに秀楽会職員退職金規程に定める退職金を支給するものとする。

(3) 非常勤役員等（常勤役員等でない者）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了した者又は辞任若しくは死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 賞与については、別表2に定める算式により算出される額

(3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、秀楽会正職員給与規程第2条第3項に規定する額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表4に定める額とする。

2 会議の時間が5時間を超える場合又は1日に2以上の業務を行った場合の報酬等の額は、15,000円とする。

(法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与の支給を受ける役員には別表4に定める以外の報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、順次繰り上げた休日でない日に支給することとする。

(2) 賞与については、毎年6月1日に在籍する役員等には6月30日に、12月1日に在籍する役員等には12月10日に支給する。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この基準により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(出張旅費等)

第 9 条 役員等が、法人の要請により法人の業務又は研修等の会議のために出張したとき（法人の評議員会、理事会、監事監査等を除く。本条において「旅行」という。）は、当該役員等に対して旅費（交通費、日当及び宿泊料）並びに研修参加費その他業務に必要な費用（本条において「研修参加費等」という。）を支給する。

(1) 日当は、第 3 条及び第 4 条に規定する報酬とは別に支給する。

(2) 第 4 条に定める非常勤役員等の報酬については、業務のない移動のみの日の報酬は、2 分の 1 の額を支給するものとする。

2 役員の旅費は、旅行命令によるほか、会議招集者の発する通知による。

3 旅費については、別表 5 に定めるとおりとする。

4 研修参加費等については、当該研修主催者が通知請求する額とする。

(公表)

第 10 条 法人は、この基準をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第一 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則（評議員会で決定のあった日（令和 5 年 6 月 12 日予定））

1 この基準は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

2 社会福祉法人秀楽会の役員等の報酬等に関する基準（平成 29 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

別表1（第3条第1号関係：常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円
常務理事	月額 400,000円
理事	月額 300,000円

別表2（第3条第2号関係：常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×1か月分

別表3（第3条第3号関係：常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数（小数点以下第1位まで）

※1 在任年数について、1年に満たない月数が生じる場合は、その月数を12で除した数とし、小数点第2位以下の端数があるときは、それを四捨五入する。

※2 在任期間に30日に満たない日数が生じる場合は、それを1か月に切り上げる。

別表4（第4条第1号関係：非常勤役員等の報酬）

1 評議員

業務の区分	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

2 理 事

業務の区分	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

3 監事

業務の区分	日 額
監事監査等への出席	10,000円
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表5（第9条関係：旅費等の支給）

区 分		金 額
交 通 費	鉄 道 運 賃	運賃の等級を2階級以上に区分する路線による旅行の場合は、最も上級の運賃
	船 賃	運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合は、最も上級の運賃
	航 空 運 賃	エコノミークラスの運賃
	タ ク シ ー 代	実費（領収証を添付すること。）
	私 用 車	1キロメートルにつき 20円
日 当	1日につき	5,000円
宿 泊 料	1夜につき	18,000円

※1 交通費は、最も経済的な通常経路及び方法により旅行した場合の鉄道運賃、船賃、航空運賃及び車賃とする。